

請願第 2 2 号～請願第 2 8 号及び請願第 3 3 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地売却の見直し等について  
 請願第 2 9 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会の選考結果に基づく事業予定者決定の取り消しについて  
 請願第 3 1 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業に関して財政局が行った違反行為の是正等について

## 1 前回(第 3 回市会定例会 請願第 17 号)の請願項目との関係等

請願番号		22 号、24 号 25 号、26 号 28 号 (自治会関連)	23 号、27 号 33 号 (自治会関連)	29 号	31 号	前回の 請願との 関係	備考
請願項目							
	売却の見直し	○	○			同一	住民訴訟
	地域住民とのまちづくり協議開始	○	○			同一	住民訴訟
	売却価格	○			○	同一	住民訴訟
審査委員会 関連	①委員会設置	○		○	○	新規	監査請求
	②委員への支出(返還請求)			○		新規	監査請求
	③利害関係者	○			○	新規	
	④要綱の決裁区分				○	新規	監査請求
	⑤事務局の説明				○	新規	
	⑥事業予定者の取消			○	○	新規	

## 2 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会

### (1)設置根拠及び所掌事務等

設置根拠:旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会設置要綱

設 置 日:平成 23 年 10 月 20 日

所掌事務:①審査委員会は、審査における審査項目を定めるとともに、それに基づいて事業提案の内容を審査し、応募者の中から事業予定者を選考する。

②審査結果は、横浜市財政局長へ報告する。

## (2) 附属機関等の見直しについて

### ①「附属機関等の見直し指針」(平成23年9月2日総し第169号)より

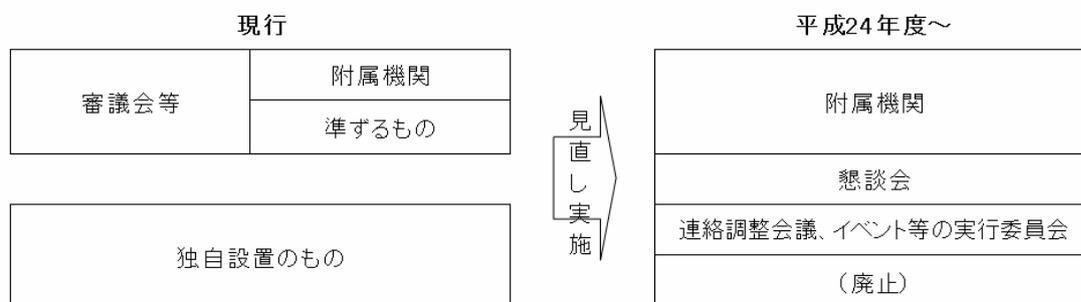
#### 1 趣旨

横浜市では、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する「附属機関」と、市民等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的とし、要綱等により設置する「附属機関に準ずるもの」を有しており、これらを審議会等と位置付けています。審議会等の設置及び運営については、「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱」及び「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱運用指針」を定め、適正化に努めています。

しかし、現在ある附属機関等のなかには、社会情勢の変化により、設置の必要性が低下してきたものや、目的が類似しているものが存在し、職員にとっても負担感のある業務となっています。

このような状況を踏まえ、市民や有識者等からの意見を市政に反映させる仕組みのひとつである附属機関等を、より適切に管理し、効率的かつ効果的に運営するため、実態に即した見直しを図ります。

#### 2 基本方針 (一部省略)



3～4 (略)

#### 5 附属機関等の見直しの視点及び今後の方向性

##### (3) 独自設置のもの見直し

「独自設置のもの」についても、委員会の意見を取りまとめ、また、区局長等へ答申、提言等をしているような合議体の会議形態をとっているものは、附属機関に位置づけ、適正化を図ります。具体的には、以下のア～オにあげるものが対象となります。(以下省略)

##### ア 事業者等を選定するもの

事業の実施や施設の運営に関し、事業提案や運営主体等の審査を公正、公平に行うことを目的とするもの

##### イ (以下省略)

### ②旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会の経過

平成23年1月	公募概要公表
7月	公募開始(記者発表(27日)、公募要項配布(28日～))
10月20日	審査委員会設置
10月24日	提案書受付(～28日)
11月～12月	審査委員会開催(11月17日、11月25日、12月9日)
12月27日	横浜市が事業予定者を決定、同日審査委員会は終了

### (3) 審査委員への支出について

- ・ 支出金額：300,000円（単価25,000円／（人・回）×4人×3回）
- ・ 審査委員が本市に提供した役務（審査、報告等）の対価として支出

#### 【参考】

##### 地方自治法第232条第1項

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

### (4) 利害関係者について

#### ① 公認会計士である審査委員について

##### 公認会計士法 第34条の11第1項

監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第2条第1項の業務を行ってはならない。

- 1 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類
- 2 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第24条第1項第1号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類
- 3 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第2条第1項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下「関与社員会計期間」）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となった場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類
- 4 前3号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

#### 【参考】

##### 同法 第2条第1項

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

##### 金融商品取引法 第193条の2第1項

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第4項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。（以下省略）

#### ② 本市との委託関係等にある審査委員について

## (5) 要綱制定の決裁区分について

### 横浜市事務決裁規程 第1条(目的)

この規程は、別に定めがあるものを除くほか、市長の決裁事項及び副市長以下の専決事項等を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

### 同規程 第3条(市長の決裁事項等)

市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、第2条第1項第6号に定める室長の専決事項については、その室の所掌する事務のうち、各局において別途定めるものに限ることとする。(以下省略)

### 【別表第1】

#### 財産に係る事項

市長決裁事項	副市長決裁事項	局長決裁事項	部長決裁事項	課長決裁事項
削除	1件 100,000,000円以上の財産の売払、譲与その他の処分に関する事 件。	1件 100,000,000円未 満の財産の売払、 譲与その他の処分 に関する事 件。	1件 50,000,000円未 満の財産の売払、 譲与その他の処分 に関する事 件。	削除

#### 文書等に係る事項

市長決裁事項	副市長決裁事項	局長決裁事項	部長決裁事項	課長決裁事項
特に重要な達、通達、要綱及び要領の制定及び改廃に関する事 件。	重要な達、通達、 要綱及び要領の 制定及び改廃に 関する事 件。	達、通達、要綱及 び要領の制定及び 改廃に関するこ と。		

## (6) 事務局の説明について

### 3 事業予定者の取消について

### 4 その他